

令和6年度 事務事業一覧
※査定結果及び事業内容

都市経営会議(令和5年12月5日・6日・26日、令和6年1月9日・11日開催分)

							事業査定			
部署番号	枝番	事業名	区分	部	課	事業概要	査定結果	査定コメント		
1	01	危機管理部	1	特殊詐欺対策事業	拡充	危機管理部	危機管理政策課	一人でも多くの電話による特殊詐欺の被害を防止するため、新たに録音等の機能が充実した特殊詐欺対策機器の貸与と固定電話に取り付ける簡易型録音機の配布により実行者への効果的な対策を図る。あわせて、警察等との連携による市民の特殊詐欺への意識啓発、注意喚起に取り組む。	【○】B	特殊詐欺における対応を警察と密に連携して実施すること。機器の貸与と配布の対策については被害にしやすい層を優先し、一体的な周知により相乗効果を図ること。また、事業効果を検証し、更なる特殊詐欺の抑止、被害件数の減少に繋げること。
2	03	総合政策部	1	ひらかた万博事業	拡充	総合政策部	政策推進課	新たに「ひらかた万博」についてSNSや動画を用いたプロモーションによる認知向上を図り、ひらかた万博の各種コンテンツを照会するイベントの実施、各種観光コンテンツをつないだモデルツアーの企画及び実施により、取り組み内容が市全体へ浸透し、海外を含め、多くの来訪者の獲得や市民の機運醸成がなされ、ビジネスの機会が創出される状況を目指す。	【○】B	ビジネスの創出を図るとともに、ひらかた万博のレガシー、まちへの愛着へとつなげる。各事業の効果検証を行ったうえで2025年の取り組みを検討すること。
3	03	総合政策部	2	枚方市駅周辺スマートシティ推進事業	新規	総合政策部	政策推進課	枚方市駅周辺再整備における④⑤街区の整備に合わせたスマートシティ化に向けて、最新のデジタル技術を活用したスマートサービスの導入により、サービスを効率化・高度化し、快適性や利便性を含めたまちの価値を高める。令和6年度はスマートサービス導入の可能性検証として、先端技術を用いたモビリティの試行検証を実施する。	【○】B	実証から導入に向けた課題を明確にし、効果的なスマートサービスの本格実施に向けた取組を進めること。
4	03	総合政策部	3	図書館おもいで帳導入事業 (子育て支援の充実)	新規	総合政策部 子ども未来部 総合教育部 学校教育部	企画課 私立保育幼稚園課 公立保育幼稚園課 中央図書館 教育指導課	市内図書館の利用促進、子育て支援の充実、子どもの読書活動の推進を図るため、貸出図書の読書履歴を記録する紙媒体の「読書おもいで帳」の導入と新たにデジタル版の読書履歴を表示する「My本棚」機能を図書館システムに追加する。印字機械については、令和6年前期に市駅前図書館、令和7年3月に中央図書館に設置する。「読書おもいで帳」は、19歳未満は無料、19歳以上は200円で販売する。	【○】B	読書履歴のデジタルと紙での記録と合わせて、ICタグ、ロッカー貸出の新たに導入するサービスの一体的なPRと、おもいで帳の配付方法の工夫により図書館利用の促進につなげる。また、おもいで帳の令和7年度以降の印字機械の分館・分室への設置については別途協議すること。
5	07	観光にぎわい部	1	新規就農者サポート体制構築事業	新規	観光にぎわい部	農業振興課	大阪府の準農家制度の廃止に伴い、新たな就農希望者へ対応するため、農業研修施設と連携し「市認定研修機関」制度を構築すること。これまでの支援とあわせて、就農希望者に対し、就農から農地確保、経営までの一連の支援を行う。	【○】B	新規就農者の拡大や、就農者の農業の規模・販路拡大、6次産業化、経営相談などの支援に向けた取り組みの検討を行うこと。
6	07	観光にぎわい部	2	ため池緊急防災対策情報整備事業	新規	観光にぎわい部	農業振興課	市内16か所のため池の災害リスクを市民が把握できるとともに、迅速な避難につながるよう、避難基準の策定と、ため池ハザードマップの更新を行う。また、作成したため池ハザードマップは、令和7年度に防災ハザードマップとの統合を目指す。	【○】B	新たなハザードマップや避難基準について、市民にとってわかりやすいものとする。また、実際の避難につながるよう周知を図ること。
7	08	健康福祉部	1	歯科口腔保健推進事業	拡充	健康福祉部	健康づくり・介護予防課	現在35歳～70歳の5歳ごとを対象とする歯周病検診について、歯周病の罹患率が増加傾向にある若年層へ対応していくために、新たに20歳以上(5歳ごと)を対象を拡大することで、生涯を通じた切れ目のない歯科健診を実現する。	【○】B	20～30歳の市民に対し、歯科医師会との連携により定期的な検診の重要性を効果的に周知すること。あわせて、受診率の向上及びかかりつけ歯科医を有する人の増加に向けた取り組みを推進すること。
8	08	健康福祉部	2	高齢者居場所支援事業	拡充	健康福祉部	健康づくり・介護予防課	街かどデイハウスを「介護予防拠点(街かど健康ステーション)」と位置づけ、自主グループ活動の伴走型支援等を委託する。また、SPPINGひらかたのノウハウを活用し、市内自主グループの把握・登録の仕組みを構築するとともに、「学びの場」や「活躍の場」の提供など、街かどデイハウスの自主運営を支援する。これらの取り組みにより、高齢者の生きがい創出を推進する。	【○】B	自主活動の状況を把握し、高齢者の居場所、生きがいにつなげていくこと。また、地域共生社会の実現を見据えて包括的な支援に取り組むこと。
9	09	福祉事務所	1	障害者歯科診療補助事業	拡充	福祉事務所	障害企画課	障害者(児)歯科診療の診療日数が不足し、診療の抑制や長期間の予約待ちが発生している現状で、予約待ちを緩和するため、枚方休日歯科急病診療所で実施している障害者(児)歯科診療の土曜日開設を月に1日追加し、毎週木曜日と月3回の土曜日とで混雑を緩和する。	【○】B	障害者歯科診療の地域と枚方休日歯科急病診療所での受け入れについて、目指すべき目標を設定のうえ、目標に向けた取り組みを推進すること。
10	09	福祉事務所	2	補聴器購入費用助成事業	拡充	福祉事務所	障害企画課	広く意思疎通支援を行うことができるよう、現在18歳未満までを対象としている補聴器購入費用助成について、18歳以上22歳未満まで対象年齢を拡大する。	【○】B	助成対象者やその家族に対し、補聴器購入費用助成の対象年齢拡大を確実に周知すること。

							事業査定		
部署番号	枝番	事業名	区分	部	課	事業概要	査定結果	査定コメント	
11	09福祉事務所	3	障害者の地域生活支援のため体制整備	新規	福祉事務所	障害企画課	旧くすの木園舎跡の土地を民間運営法人に無償貸与し、重度障害者等のグループホームの整備を補助するとともに、障害者の地域での生活支援のため「コーディネーターの配置による相談機能の整備」、「障害者の緊急時の受け入れ対応」、「地域での暮らしの体験の機会・場の提供」の地域生活支援の3つの機能を整備する。また、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の対象者の拡充を行う。	【○】B	引き続き重度障害者の受け入れ促進に取り組むこと。
12	10保健所	1	枚方市不妊治療ペア検査費用助成事業	新規	保健所	保健予防課	出産を望む夫婦(事実婚を含む)が共に、不妊治療検査を受けた場合、費用の一部(上限5万円)を助成することで、経済的負担の軽減や夫婦両方の受検を促進する。	【○】B	助成制度の効果的なPRを図るとともに、ペア検査の推奨と不妊治療への理解促進に努めること。
13	10保健所	2	猫不妊手術費補助金事業	拡充	保健所	保健衛生課	野良猫及び地域猫の不妊去勢手術に対する補助金額の拡充及び補助対象の動物病院を拡大することで、猫の繁殖制限を支援し、適正飼養を啓発する。 ・野良猫の不妊去勢手術に対する補助額を1匹あたり5,000円から10,000円に拡充。 ・地域猫の不妊去勢手術に対する補助額をオス1匹あたり10,000円から15,000円に拡充し、メス1匹あたり15,000円から20,000円に拡充。 ・不妊去勢手術の補助対象の動物病院を「枚方市内のみ」から「枚方市内と近隣市(高槻市、寝屋川市、交野市、京田辺市、八幡市)」に拡大。 ・地域猫活動の届出書には自治会長等の押印を必須としていたところ、届出書又は自治会で説明した議事録への自治会長等の署名もで可とするなど地域猫活動届出要件を緩和。	【○】B	市民がより利用しやすい制度になることを広く周知すること。また、利用状況を注視し、必要に応じ、補助対象の動物病院の拡大を検討すること。
14	11子ども未来部	1	子ども家庭センター整備に伴う相談・支援事業の充実	新規	子ども未来部	子ども青少年政策課	子ども家庭センターの開設に伴う身近な相談機関(地域子育て相談機関)の設置や児童育成支援拠点(子どもの居場所)の整備などを通して身近な地域で相談しやすい環境を整え、子育て世帯の不安解消や必要な支援の提供につなげるとともに、養育環境に課題がある児童等への個々の状況に応じた支援を包括的に提供し、健全な育成を図る。	【○】B	「地域子育て相談機関」について、広く周知し、利用につなげる。また、「児童育成支援拠点」について、設置後の利用状況からニーズを把握し、増設の前倒しを検討すること。
15	11子ども未来部	3	一時預かり補助事業	拡充	子ども未来部	私立保育幼稚園課	現在、一時預かり事業として14園で実施している「就労応援型預かり保育」について、阪保育園(令和6年9月)及びハレルヤ保育園(令和6年11月)での受け入れを開始することで、保育ニーズの高い北部地域の保育需要に対応するとともに、育児疲れによるリフレッシュや、短時間の就労・就学等を行う間、安心して子どもを預けることができる環境づくりを推進する。	【○】B	子育て世帯の安心につなげられるよう、効果的なプロモーションを実施すること。
16	11子ども未来部	4	午睡用寝具リース補助事業	新規	子ども未来部	公立保育幼稚園課	保育所園を利用する保護者に対し、午睡用寝具リース補助を実施することで、保護者の負担を軽減し、子育て支援の充実を図る。	【庁内協議】C	全ての公立及び私立保育所(園)において、午睡用寝具の持参に係る負担が軽減されるよう取り組みを検討すること。
17	12環境部	1	地域脱炭素の取り組み	新規	環境部	環境政策課 ごみ減量推進課 家庭ごみ業務第2課	「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の達成に向けて、市内のため池から再生可能エネルギーを供給することができる発電設備を設置するとともに、「ひらかたゼロカーボン推進事業補助金」として市民を対象とした太陽光発電や電気自動車等の導入にかかる費用を助成する。	【○】B	ため池を活用する再生可能エネルギー導入については、拡大に向けた取り組みを早期に具体化すること。補助制度の構築については、3年の経過を待たずに効果検証を行い、必要に応じ見直しを図ること。また、制度周知と合わせて意識向上が図られるよう取り組むこと。あわせて、企業版ふるさと納税の活用など積極的な財源確保に努めること。事業者の脱炭素の加速に向けて必要な取り組みを検討すること。
18	14土木部	1	歩道拡幅整備事業(高田11号線)	新規	土木部	道路河川整備課	高田11号線について、安全な通行空間を確保するため、現況道路の140mの歩道拡幅及び歩道設置を行う。	【○】B	早期の安全確保に向け、円滑に事業を推進すること。工事費については、財源確保に努めること。また、優先度が高い路線の整備が可能となるよう、拡幅用地取得に向けた交渉など、必要な対策を講じること。
19	14土木部	2	御殿山小倉線道路整備事業	拡充	土木部	道路河川整備課	安全な通行空間を確保するため、小倉町から渚中宮線まで(約400m)を延伸整備するとともに、御殿山小倉線と並行する通学路を通行する車両の抑制を図る。	【○】B	早期の安全確保に向け、円滑に事業を推進すること。

							事業査定		
部番号	枝番	事業名	区分	部	課	事業概要	査定結果	査定コメント	
20	14土木部	3	舗装長寿命化計画事業	拡充	土木部	工事委託課	より安全な路線の確保・維持管理コスト縮減のため、幹線道路の長寿命化を図る路線数を拡大するとともに、対象路線の補修・保全を順次行っていく。	【○】B	ライフサイクルコストの縮減を徹底するとともに、より安全に通行できる路線の整備に努めること。また、改修工事費については、財政負担の平準化を図ること。
21	14土木部	4	公園のあそび場整備事業	拡充	土木部	工事委託課	子育て世代から高齢者層まで安全、安心、快適に利用でき、将来にわたって地域に親しまれる公園となるよう、子どもがワクワクするような遊具や手洗い場・休養施設の設置など、利用者のニーズを捉えた整備を進める。	【○】B	ニーズ把握、関係部署との連携を早期に行い、公園の役割も踏まえ、将来にわたって市民に親しまれる場所となるよう整備すること。また、駐車場有料化未実施の公園について、検討を進めること。
22	18総合教育部	1	学校給食無償化事業	新規	総合教育部	おいしい給食課	本市の子育て世帯の負担軽減策の更なる拡大に向けて、小学校給食の食材費を市が負担することによる給食費の無償化を令和6年度2学期から実施する。	【○】B	定住促進、人口誘導につながる効果的なプロモーションを行うこと。 中学校給食の無償化の開始時期については、全員給食の進捗状況や直近での財政状況を踏まえたうえであらためて検討を行うこと。あわせて、公会計化に向けた検討についても行うこと。 また、物価高騰の状況を見極めたうえで、給食費の適正価格を算定すること。
23	19学校教育部	1	不登校児童・生徒支援事業	拡充	学校教育部	児童生徒支援課	不登校児童生徒への支援を強化するため、不登校支援協力員の配置増員と学校や学校外ルポに通えない児童・生徒の新たな居場所として、メタバース空間の活用について試行実施を行う。	【○】B	令和7年度以降の不登校支援協力員の配置については、令和6年度の効果検証を行った上で、効率的・効果的な人員配置に向け、別途協議すること。また、メタバース空間の対応指導については、1名の配置とすること。
24	19学校教育部	2	中学校部活動地域連携事業	新規	学校教育部	教育指導課	公立中学校在籍の生徒が、興味を持つスポーツや文化活動に親しむことのできる機会を確保するため、地域クラブ等と協力して以下44つの型で試行実施等を行い、本格実施につなげる。 ①統括団体によるクラブ運営型：指定する公立中学校1校に対して、休日の学校部活動に4部活動の指導者を派遣。 ②学校部活動・地域部活動組み合わせ型：教員顧問の代わりに指導員を派遣。 ③自由体験型 地域部活動(シェア型)：学校部活動では経験できない新しい競技の地域クラブを創設。ダンスクラブを予定。 ④自由体験型 地域部活動(体験型)：市内4大学の対象クラブに参加。	【○】B	本格実施にあたっては庁内協議の上、進めることとし、試行実施での効果や課題の検証、費用負担を含め責任の所在を明確にすることが必要。また、シェア型、大学での実施については、ニーズに応じて拡充等を検討すること。

【○】 A 概ね事業内容のとおり承認するもの。

【○】 B 事業内容等についての一部修正など、条件付きで承認するもの。

【庁内協議】 C 担当課において、課題等を調整し、事業案について関係部課との庁内協議を行ったうえで事業承認の可否を検討するもの。

※事業の内容については担当課へ、査定については企画課へお問い合わせください。

※予算査定については財政課へお問い合わせ下さい。